

IASB の動向 (2015年5月～2015年7月)

ASBJ 専門研究員 まき やすひろ
榎 康弘

I. 公開草案等の公表

1. IASB が収益基準の発効日を延期する提案についてフィードバックを求める (2015年5月19日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、収益基準である IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を 1 年延期し 2018 年 1 月 1 日とする提案を協議のために公表した。

収益基準は、2014 年 5 月に米国財務会計基準審議会 (FASB) と共同で公表され、発効日は 2017 年 1 月 1 日となっている。

発効日を延期する提案の主な理由は、IASB が IFRS 第 15 号の限定的範囲の修正の公開草案の公表を予定していることである。そこには、要求事項のいくつかの明確化と適用を支援する設例の追加が含まれることになる。これらの限定的範囲の修正は、IFRS 第 15 号の適用を支援するために FASB と共同で設置した移行リソース・グループ (TRG) の議論から生じている。FASB も現在、自身の収益基準の発効日を 1 年延期する提案について協議を行っている。

公開草案「IFRS 第 15 号の発効日 (IFRS 第 15 号の修正案)」に対するコメント募集期限は 2015 年 7 月 3 日であった。

2. IASB が財務報告の概念的基礎の拡充案についてフィードバックを求める (2015年5月28日)

IASB は、「財務報告に関する概念フレームワーク」を改善するための提案を一般のコメントを求めるために公表した。「概念フレームワーク」は、国際財務報告基準 (IFRS) の基礎となり、IASB が世界中の金融市場に透明性、説明責任、効率性をもたらす基準を開発する助けとなる。

本公開草案は、「概念フレームワーク」へのいくつかの拡充を提案している。これには、以下のものが含まれている。

- 測定に関する新たな章。これは、適切な測定基礎 (歴史的原価、現在価額 (公正価値を含む)) 及び測定基礎を選択する際に考慮すべき要因を記述したものである。
- 純損益計算書は企業の業績に関する情報の主要な源泉である旨の確認と、どのような場合に収益及び費用を純損益計算書の外で「その他の包括利益 (OCI)」において報告することができるのかに関するガイダンスの追加
- 財務諸表の基本的な構成要素 (資産、負債、持分、収益及び費用) の定義の精緻化

IASB の作業の影響を受ける関係者からのフィードバックに耳を傾けた後、IASB は、経営者の受託責任を投資者が評価するために必要

とされる情報の提供をもっと重視することや、「慎重性」への明示的な言及を再び導入し、それが何を意味するのかを明確に説明することも提案している。

「概念フレームワーク」の最後の改訂は 2010 年に行われた。2011 年に、IASB のアジェンダ・コンサルテーションに対するコメント提出者は、IASB が 2010 年に改訂しなかった部分を再開し優先事項とするよう求めた。IASB は、そのフィードバックに耳を傾けており、最終的な「概念フレームワーク」を 2016 年に公表することを計画している。

IASB は、現行の基準における「概念フレームワーク」への参照の更新を提案する別個の公開草案「概念フレームワークへの参照の更新」も一般のコメントを求めるために公表している。

本公開草案に対するコメント募集期限は 2015 年 10 月 26 日である。

3. IASB が年金会計について狭い範囲の修正を提案 (2015 年 6 月 18 日)

IASB は、年金会計の要求事項の狭い範囲の修正提案を一般のコメントを求めるために公表した。本修正案は、投資者への情報を改善するとともに実務の不統一に対処するように設計されている。

確定給付制度が報告期間中に改訂、縮小又は清算される場合には、企業は、これらの変更に関係するコストを計算するために自らの義務及び制度資産の公正価値に関する仮定を更新する必要がある。IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案は、企業がこれらの変更後の期間に係る当期勤務費用及び利息純額を算定するために、更新後の情報を使用することが要求される旨を明示している。

IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関

係」の修正案は、制度の受託者等の他の当事者のパワーが制度からの積立超過の返還に対する企業の権利にどのように影響を与えるのかを扱っている。

公開草案「制度改訂、縮小又は清算時の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性」(IAS 第 19 号及び IFRIC 第 14 号の修正案)は、一般のコメントを求めるために 120 日間公開される。本修正案に対するコメント募集期限は 2015 年 10 月 19 日である。

4. IASB が収益基準の明確化を提案 (2015 年 7 月 30 日)

IASB は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」のいくつかの明確化及び移行時の救済措置の提案を公開協議のために公表した。

この限定的範囲の修正案は、新しい収益基準を 2014 年 5 月に公表した後に、IASB と FASB が共同で、企業が当該基準を導入する支援をするために設置した移行リソース・グループ (TRG) の会議での議論を受けてのものである。

本公開草案は、次の明確化を提案している。

- 契約中の履行義務の識別方法
- 取引に関与する当事者が本人（財又はサービスを提供する責任を負う）なのか代理人（財又はサービスが顧客に提供されるように手配する責任を負う）なのかの判定方法
- ライセンスが提供しているのは企業の知的財産にアクセスする権利なのか企業の知的財産を使用する権利なのかの判定方法

さらに、IASB は新しい収益基準への移行を支援する 2 つの救済措置を提案している。

本公開草案は、2015 年 10 月 28 日までコメントを求めるために公開される。IASB は、これらの論点に関する議論を 2015 年末までに完了することを予定しており、その後、基準の最終的な修正が公表される。

II. その他のIASB関連のプレスリリース

1. IASBが「企業結合」基準の適用後レビューを完了（2015年6月17日）

IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューの完了を発表した。これは、本基準における会計処理の要求事項に対する全般的な支持を示すものであるが、さらに調査研究を行ういくつかの領域（のれんの会計処理を含む）を識別している。

IASBは、新基準又は重要な基準の修正が発効してから2年後に適用後レビューを実施する。レビューの目的は、新基準等が期待されたとおりに機能しているのか、目的を達成しているのか、財務報告を改善したのかを検査することである。追加的な措置が必要であるとレビューで識別された論点は、IASBのアジェンダに追加されるための通常のプロセス及び要件の対象となる。

このレビューの範囲には、企業結合プロジェクト全体が含まれ、これにはIAS第36号「資産の減損」等の他の基準の結果的修正も含まれていた。

IASBは、3つの主要な情報源から収集した情報に基づいてレビューを行った。すなわち、学術文献及びその他の報告書のレビュー、投資者及びその他の財務諸表利用者から受け取ったフィードバック、作成者、監査人及び規制機関から受け取ったフィードバックである。世界中の利害関係者と60回以上のアウトリーチ会合を開催した。

学術研究のレビューは、IFRS第3号及び関連する基準の企業結合会計の要求事項をおおむね支持する証拠を提供している（特に、報告されたのれん、他の無形資産及びのれんの減損の有用性に関して）。しかし、投資者は、現在ののれんの会計処理の諸側面について見解が分か

れており、のれんの定期償却を再導入することを選択する人々もいた。

多くの作成者、監査人及び規制機関は、要求事項の適用上の課題（特に、事業の定義の適用、条件付対価、偶発負債及び無形資産の公正価値測定、毎年ののれんの減損テスト）を指摘した。

この適用後レビューを通じて収集した証拠のすべてを考慮した上で、2015年2月に、IASBは、主要な発見事項をさらに検討するための2つのプロジェクトを調査研究アジェンダに追加した。これらのプロジェクトは、以下の論点に焦点を当てる。

- (1) のれんの減損テストの有効性及び複雑性
- (2) のれんの事後の会計処理
- (3) 事業の定義の適用における課題
- (4) 顧客関係やブランド名等の無形資産の識別及び公正価値測定

2. IASBが収益基準の発効日の1年延期を承認する（2015年7月22日）

IASBは、収益基準であるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を1年延期し2018年1月1日とすることを承認した。

IASBは、公開の協議を経て投票を行い、1年延期を承認した。

収益基準は、2014年5月にIASBとFASBとの共同で公表され、発効日は2017年1月1日となっている。これにより、IASBもFASBも発効日の1年延期を承認したことになる。IFRSを適用している企業は、IFRS第15号を早期適用する選択肢を引き続き有する。

新たな発効日を定めるIFRS第15号の正式な修正は、9月に公表される予定である。

Ⅲ. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. IFRS 財団が ASAF のメンバー候補者を募集、また、ASAF のレビューに関するフィードバック・ステートメントを公表 (2015 年 5 月 1 日)

IFRS 財団は、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) のメンバー候補者を募る「候補者募集」を公表した。本「候補者募集」では、IFRS 財団がフォーラムのメンバーを考慮又は再任する際に考慮に入れるメンバーの資格要件及びその他の要素とともに覚書 (MoU) 及び更新された契約条項 (ToR) を示している。

また、IFRS 財団は、ASAF のレビューに関するフィードバック・ステートメントを公表した。IFRS 財団の評議員会は、受領したフィードバック及び助言を注意深く検討し、現行の MoU は依然として適切であると結論づけた。評議員会は、ASAF の ToR を修正し、ASAF メンバーの在任期間を 2 年から 3 年に延長する予定である。

候補者募集の期限は 2015 年 5 月 28 日であった。

2. IFRS 財団及び IASB のウェブサイトが金融庁「IFRS 適用レポート」を紹介する記事を掲載 (2015 年 5 月 1 日)

IFRS 財団及び IASB は、ウェブサイトにおいて、「日本企業による IFRS の任意適用の 2 つの主な理由は経営管理への寄与と比較可能性の向上であることが調査により示された」と題する記事を掲載した。当該記事は、金融庁が 2015 年 4 月 30 日に英訳を公表した「IFRS 適用レポート」を紹介する記事である。

当該記事では、日本において 2010 年以降、IASB が公表した IFRS を適用して報告を行う

ことを任意に選択できるようになっていること、IFRS を適用することを選択する日本企業の数に過去 2 年間に於いて倍増し、2015 年 3 月時点で IFRS 適用・適用予定企業数は 75 社、日本の全上場企業の時価総額に占める割合は 18.5% となったことを紹介している。当該記事では、さらに、2015 年末までに 100 社超、20% 超となることが期待されているとしている。

当該記事は、日本企業が IFRS の任意適用を決定した理由や IFRS への移行時の課題をどう乗り越えたかについて、金融庁が事実に基づく調査を行ったとしたうえで、日本企業が IFRS の任意適用を決定した「IFRS 適用レポート」に記載されている次の理由を紹介している。

- (1) 経営管理への寄与
- (2) 同業他社との比較可能性の向上
- (3) 海外投資家への説明の容易さ
- (4) 業績の適切な反映
- (5) 資金調達の手軽化

また、IASB の Hans Hoogervorst 議長の次のようなコメントを掲載している。

「日本における IFRS の使用が任意であるという特質があることを念頭に置くと、『IFRS 適用レポート』は、IFRS の適用を決定する前に主要な日本企業が行ったコスト便益の評価について、非常に有用な洞察を提供している。

国際的に認められる会計基準のセットとしての IFRS の使用によって相当に大きい便益がもたらされることを、これほど多くの日本企業が認識していることは勇気づけられることである。」

3. IFRS 財団が IFRS 解釈指針委員会の新しいメンバーを任命 (2015 年 5 月 12 日)

IASB の統治及び監督機関である IFRS 財団の評議員会は、IFRS 解釈指針委員会のメンバーとして、新たに 2 名を任命し、2 名を再任した。

新たに任命された Jongsoo Han 氏は、韓国会計基準委員会 (KASB) の委員であるとともに韓国会計学会 (Korea Accounting Association) の副会長であり、同じく Robert Uhl 氏は、Deloitte & Touche LLP の米国に基礎を置くパートナーであり Accounting Standards and Communications のナショナル・ディレクターを務める。両氏の任期は3年で、2015年7月1日から任期が開始する。

再任された John O'Grady 氏は、アジア・パシフィック地域の EY のアシュアランス・パートナーであり、同じく Sandra Peters 氏は、米国 CFA Institute の Financial Reporting Policy のヘッドである。両氏は2期目の3年間を務める。任期の開始は2015年7月1日からである。

4. Sheila Fraser 氏を IFRS 財団の評議員会の新たな副議長に任命 (2015年5月29日)

IFRS 財団の評議員会は、Sheila Fraser 氏を評議員会の副議長に任命することをモニタリング・ボードが承認し、他の3名の評議員の再任をモニタリング・ボードが承諾したと公表した。

Fraser 氏は、カナダの会計検査院の元院長である。また、勅許会計士であり、Ernst & Young の元パートナーであり、ケベック州勅許会計士協会 (Ordre des comptables agréés du Québec) 及びオンタリオ州勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of Ontario) のフェローでもある。Fraser 氏は、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会 (IFAC-IPSASB) の公益議員 (public member) であり、国連開発計画 (UNDP) の独立監査助言委員会 (independent audit advisory committee) の委員でもある。さらに、カナダの17の大学から、会計、監査及び行政の分野における功績を称え名誉学位を授与されている。

Fraser 氏は、IFRS 財団の評議員としての最

初の3年間の任期にあり、指名委員会の委員長である。今年初めに逝去した Prof. Harvey Goldschmid 氏の後任として即日付けで副議長となる。Fraser 氏は、2014年12月に副議長に任命された Ronald Arculli 氏とともに任務に当たる。

また、評議員会は、Fraser 氏、Dr. Abdulrahman Al-Humaid 氏、Prof. Wiseman Nkuhlu 氏及び岡田譲治氏についての2期目3年間の再任を承諾した。2016年1月1日から任期が開始する。

5. IFRS 財団の評議員会が ASAF の新しい構成を発表 (2015年6月24日)

IFRS 財団の評議員会は、ASAF の今後3年間におけるメンバーを発表した。

ASAF は IASB に対して技術的な助言を行う組織であり、2013年に設置された。ASAF の契約条項 (ToR) に定められているところにより、IFRS 財団は、2015年に ASAF とそのメンバー構成のレビューを完了した。当該レビューにおいては、ASAF 及び ASAF への IASB のコミットメントに対して強い支持が示されるとともに、IASB がその目的を達成することを支援するにあたり、各国の会計基準設定主体及び地域団体の取組みが重要であることが強調された。

ASAF は、議決権を持たない個人としての12人のメンバーから構成され、IASB が議長を務める。即日発効の ASAF メンバーの構成は次のとおりである。

地域	メンバー
アフリカ	・南アフリカ財務報告基準評議会
アジア・オセアニア 〔「世界全体枠」の1議席を含む〕	・アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) ・企業会計基準委員会 (ASBJ) ・オーストラリア会計基準審議会 (AASB)

	ニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働 ・中国会計基準委員会 (CASC)
欧州 (「世界全体 枠」の1議 席を含む)	・欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) ・ドイツ会計基準委員会 (DRSC) ・フランス国家会計基準局 (ANC) ・イタリア会計基準設定主体 (OIC)
米州	・ラテンアメリカ会計基準設定主体 グループ (GLASS) ・カナダ会計基準審議会 (AcSB) ・米国財務会計基準審議会 (FASB)

ASAF は年 4 回会議を開催する。すべての会議は公開で開催され、ウェブキャストで視聴可能である。第 2 期メンバーによる最初の ASAF 会議は 2015 年 7 月 16 日～17 日に開催された。

6. 評議員会が、IFRS 財団の体制とその有効性のレビューに対する一般のインプットを求める (2015 年 7 月 7 日)

IFRS 財団の評議員会は、組織の体制とその有効性をさらに高めるための提案を一般のコメントを求めるため公表した。

IFRS 財団の「定款」では、評議員会が 5 年ごとに IFRS 財団の体制とその有効性をレビューすることを要求している。過去のレビュー (2005 年、2010 年及び 2012 年に公表) では、IFRS 財団と IASB のガバナンス、説明責任及び運営上の効率性に対する大幅な強化を提案した。また、IFRS 財団のモニタリング・ボードによるガバナンス・レビューが 2012 年に完了した。すべてのレビューの提言は実施に移されている。

2015 年のレビューでは、3 つの主要な領域が焦点となる。

- ・IFRS の有用性が維持されることを確保すること：

進化している財務報告及びより幅広い企業報告の環境を考慮するとともに、テクノロジーの進歩が財務報告にもたらす可能性のある影響をも考慮する。

- ・IFRS の首尾一貫した適用：
IFRS の首尾一貫した適用の支援に対する IFRS 財団のアプローチや、(制約を考慮したうえで) IFRS 財団がさらに行うことが可能な事項又は行うべき事項があるかどうかを検討する。
- ・ガバナンス及び資金調達：
IASB の理事の数に関しての変更を含む、一層の強化策を提案する。
本意見募集文書に対するコメント期限は 2015 年 11 月 30 日である。

IV. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- ・通常会議 (2015 年 5 月 18 日～20 日)
- ・通常会議 (2015 年 6 月 22 日～25 日、一部 FASB との合同会議)
- ・通常会議 (2015 年 7 月 20 日、22 日、23 日)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2015 年 5 月 12 日及び 2015 年 7 月 14 日にロンドンの IASB 本部で開催された (詳細については、本誌 106 頁の「IFRS 解釈指針委員会における最近の議論の状況」を参照いただきたい)。

V. その他の IASB 関連会議

- ・2015 年 5 月 25 日～26 日 新興経済グループ (EEG) 会議 (メキシコ・シティ)
- ・2015 年 6 月 9 日～10 日 IFRS 諮問会議 (IFRS-AC) (ロンドン) (詳細については、

本誌 110 頁の「IFRS-AC (2015 年 6 月) 出席報告」を参照いただきたい。))

- 2015 年 6 月 11 日～12 日 IASB の代表者と資本市場諮問委員会 (CMAC) 及び世界作成者フォーラム (GPF) との合同会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 116 頁の「CMAC-GPF 合同会議 (2015 年 6 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2015 年 7 月 13 日 収益認識に関する共同の移行リソース・グループ (TRG) 会議 (ロンドン及び米国ノーウォーク) (詳細については、本誌 123 頁の「収益認識に係る IASB・FASB 共同移行リソース・グループの活動内容」を参照いただきたい。)
- 2015 年 7 月 16 日～17 日 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 62 頁の「2015 年 6 月開催 ASAF 会議報告」を参照いただきたい。)